

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸ノ内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集 中 嶋 博
責任者
印刷所 関東図書株式会社
定価200円(年間購読料参千円)
1987年3月25日発行
第19巻 第3号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 19 No. 3

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No.781, Marunouchi, Chiyōda-ku, Tokyo, Japan.

最近のスウェーデン

Recent Sweden

理事 慶応義塾大学教授 飯野靖四
Prof. Yasushi Iino

昨年9月に続いて、今年2月にもスウェーデンを訪れる機会に恵まれた。今年のスウェーデンは今世紀に入って初めてという猛烈な寒波に襲われ、エーレスンドに氷が張ってコペンハーゲンとマルメを結ぶ水中翼船が欠航するといったアクシデントに見舞われたが、前々回にスウェーデンを訪ねた時(1984年2月)と比べると、スウェーデンの若者を中心にいくつかの変化が起っているような印象をうけたので、以下において簡単に報告してみよう。

1 スウェーデンの若者が一般的に“おしゃれ”になったこと。

私の従来印象では、若干の例外はあるがスウェーデンの若者はおおむね、それほど“おしゃれ”ではなかった。多くの若者はトフローという木靴をはき、その木靴の革の色も黒だけの単色であった。ズボンは、ドライクリーニングが高い(今年の経験では1本50Krであった。なお帰国のため5日間でクリーニングをして欲しいと言ったら、急がせ料として10Kr追加要求された)こともあって、自宅で洗濯できるジーパンがほとんどであった。またおしゃれで化粧をしている娘さんも、ストックホルム等の大都会を除いては余り見かけなかった。

今回スウェーデンに行き目についたのは、トフローの代わりにスニーカーをはき、ジーパンの代わりに(私には「ももしき」のように見える)スパッツをはいた娘さん達であった。また白くて

美しい顔に、はっきりと化粧をした娘さんを中心に多く見かけた。聞くところによると、化粧の習慣は、かつての煙草と同じように小学生にまで広がりがつあるとのことであった。

2 公衆道徳が低下しつつあること。

前と比べるとストックホルムを中心にいわゆる外国人の姿が多く見られるようになったが、彼らのせいであるかどうかはともかくとして、一般的に公衆道徳が低下しつつあるように感じられた。例えばストックホルムでは赤信号なのに平気で横断歩道を渡る人が増えたと、地下鉄にも落書が目立つようになった。

3 沈静化しつつあるがインフレが続いたこと。

最近沈静化しつつあるがインフレが続いたため、5エーレと25エーレの硬貨が1985年以降廃止された。

いずれにせよ今回の訪問により、得るところは大であった。

目次

最近のスウェーデン……………飯野靖四…	1
〈ニュース〉スウェーデン大使ご夫妻 ならびに報道官ご夫妻の歓迎昼食会……	2
1987/88年度予算案について……松下正三…	2
(講演会報告)スウェーデンの プレスオンブズマンの講演会……………	5
SIPニュース……………	5

スウェーデン大使ご夫妻ならびに報道官ご夫妻の歓迎昼食会

昨秋ご着任のヘイマン大使閣下 (H. E. Ambassador Ove Heyman)ご夫婦、並にエックマン報道官 (Mrs. Anita Näsström Ekman, Press Attaché)ご夫妻を歓迎する昼食会は、種々の事情で遅れたが、去る2月10日、東京霞が関ビル東海大学校友会館で、特別ゲストとしてキーソフ公使 (Mr. Ingolf Kiesow, Minister)ご夫妻をも加えて開催された。

極めて和やかな雰囲気の下に終始したが、当方から今後も変ることのないご厚誼を御願いと共に、大使館側から協力を惜しまないとの力強い発言があり、有意義な意見・情報交換会でもあった。

当日の出席者は、上記6名の外に、研究所側からは、松前会長、西村理事長、ホーンマルクご夫妻、竹市、藤牧、中嶋の3常務理事に岡沢理事の各位であった。

1987/88年度予算案について

Statsverksproposition 1987/88

- 「第三の道」構造改革を継続
- 予算における赤字の減少
- 貿易収支・国際収支の改善

元スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

スウェーデン政府は去る1月12日国会に対し、1987/88会計年度(1987年7月1日から88年6月30日まで)の予算案—Statsverksproposition—を提出したところ、過去5年の例にならい、右予算案、予算案に示された政府の経済・財政政策の概要、予算の特徴、予算案の前提となった政府の経済見通し、各省予算の特徴等を財政省発行の「予算概要」(Sammandrag)等に基づき、その概略を述べることにしたい。

1 経済・財政政策(概要)

1982年以降の以降の経済・財政政策の目標は、スウェーデンにおける新たな産業発展のエポックを実現することであったが、所謂「第三の道」(1985/86及び1986/87年予算案参照)を遂行することによって、今や1980年代初期に比較しスウェーデン経済の不均衡は著しく改善され、経済は全般的に強化された。斯くして、我々は再び福祉の発展および国民経済のより長期的、構造的な問題に眼を向けることが可能となった。

1982年の平価切下げ(註16%、81年にも実質的10%切り下げた)は企業の国際競争力を大巾に改善し、その結果生産の顕著な増加を可能ならしめ、操業率を高め、雇用の安泰を計ることができた。

1970年代の終りまで続けられた不況業界(註

特に造船工業)に対する膨大な国庫助成は殆んど全廃され(註、結果として民営の造船工業は全滅した)、不況産業からの余剰人員の多くは国際競争力の強い業界に吸収され、国民経済の活性化を齎らした。斯くして疲弊したスウェーデン経済に希望の火がともされた。

産業の構造改革が他の先進工業国の例に比し比較的スムーズ行われたのは、不況産業の余剰人員に対する政府の労働市場政策、産業政策ならびに地域政策(学校、病院施設、交通機関その他—地域社会の負担を越えるinfrastrukturの新・増設ならびに地方平衡交付税の適正配分など)によって国民的合意が得られたからである。(例えば、給与生活者や年金生活者は平価切下げの影響の補償要求を控えた。)

次いで、長い間赤字に悩んだ国際収支は'86年には黒字にかわった。元々他のOECD諸国に比し低かった失業率は更に減少した('84年3.5%、'85年2.8%、'86年2.7%)。物価の上昇率は'85年の約6%から'86年は約3%に減少した(87年は4%の予測)。恒常的な予算の赤字巾も顕著に減少しつつある。

しかし、スウェーデン経済の活性化は近年の米ドルの低下、石油価格の暴落に負うところ大なる

ことも事実で、今後とも特に物価の上昇を警戒し、消費が国民経済の枠を越えることがないよう経済政策を方向付けなければならない。

政府は、今後の構造改革の目玉としての一つとして、大学を中心とする研究開発を一層強化するため今春別途3年にわたる継続予算案を国会に提出する予定である。

対外援助予算は10%近く増額され96億8000万Krとなり、引続きGNI(国民総収入) 1%ラインに達した。(註、これは日本の約3倍強で、ヒューマニズムスウェーデンの執念である。)

2. 予算の前提となった政府の経済見通し

(1) 需給のバランス 1985~87

(億Kr以下四捨五入)

供 給	1985	対前年比変化(予測)%		
	億Kr	1985	1986	1987
GNP(国民総生産)	8625	2.2	1.7	2.2
物資及びサービス輸入	2829	7.7	3.7	4.0
供給総計	11454	3.5	2.2	2.7
需 要				
個人消費	4386	2.7	3.6	3.0
公的消費	2398	1.9	1.3	1.0
(内訳) 政 府	648	0.4	-0.1	-0.3
コ ム ン	1750	2.5	1.9	1.5
投資総額	1648	6.3	0.3	2.5
(内訳) 産 業 界	1075	10.7	2.9	3.0
公 的 機 関	219	-3.7	-3.6	-1.1
住 宅	354	1.1	-5.0	3.0
在 庫 投 資	-1.4	0.6	-0.3	0.4
物資及びサービス輸出	3036	2.3	2.8	2.5
需 要 総 計	11454	3.5	2.2	2.7

(2) その他の重要指数

	1985	1986	1987
消費物価の上昇率%	5.8	3.2	4.0
失業率%	2.8	2.7	2.6

(3) 貿易収支ならびに国際収支のバランス

1985~1987(億Kr)

	1984	1985	1986	1987
物資の輸出	2428	2605	2670	2788
物資の輸入	2184	2445	2335	2475
調整ポスト	-1.1	-1.3	-1.7	-1.7
貿易収支バランス	233	147	318	296
海 運 収 支		74	73	73
旅 行 収 支		-67	-83	-99
その他のサービス		49	53	57
サービス総バランス	70	57	43	31
資本の利益		-215	-174	-173
その他の資本収支		-93	-102	-118
資本収支	-273	-308	-276	-291
国際収支のバランス(貿易+サービス+資本)	30	-104	85	36

註 1987年の予測は、石油価格1バレル平均15ドル、クローネの対ドル平均レート6:97を前提としている。クローネの対ドルレートが25オール改善すれば、国際収支は10億クローネ改善され、石油価格が1ドル上昇すれば、国際収支は10億クローネ悪化する。

3. 予算の推移 1982/83~1987/88(億Kr)

	1982/83	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88
歳 入	1913	2212	2606	2733	2995	3089
歳出(除国債)	2297	2379	2539	2540	2750	2828
国債利子	482	604	752	715	650	630
予算の赤字	-866	-771	-685	-522	-405	-369
対GNP比率(%)	13.0	10.3	8.3	5.9	約4.3	3.6

4. 予算案

(億Kr以下四捨五入)

(1) 歳入の内訳(億Kr)

項 目	億 Kr	歳入に占める比率%	対前年度比率%
付加価値税(moms)	724	23	+10
所得税・資産売却	694	22	+13
所得税・営業税	629	20	+7
固定社会保険料	146	5	+29
固定資産税	127	4	+28
エネルギー税	121	4	+3
ガソリン税	82	3	+14
酒 税	54	2	+2
煙 草 税	43	1	+9
関税(輸入税)	19	1	-8
その他の物品・サービス税	85	3	+8
国 営 事 業	280	9	-14
その他の収入	85	3	-7
取 入 総 額	3089	100	+8
赤 字 (国 債)	369		-24
歳入総計	3458億4700万Kr		

註 以上の他生命保険会社等に対して本会計年度中に課せられる1回限りの特別税150億Krが歳入に加えられるので、その額だけ赤字が減額する。

(2) 歳出の内訳

(億Kr以下四捨五入)

項 目	億 Kr	歳出に占める比率%	対前年度比率%
王 室 費	(3,500万Kr)	0	+2
法 務 省	103	3	+3
外 務 省	117	3	+9
国 防 省 (1)	264	8	0
社 会 省	913	26	+8
交 通 省	115	3	-4
財 務 省	207	6	+12
教 育 省	432	12	+4
農 業 省	62	2	-6
労 働 市 場 省	213	6	+9
住 宅 省	158	5	-11
工 業 省	51	1	-48
内 務 省	32	1	-21
環境・エネルギー省(2)	49	1	
国 会 Riksdag	5		+2
国 債 利 子 等	630	18	-11
不 時 の 出 費 (100万Kr)	90	3	
(計上予定費)(3)	20	1	
そ の 他	20	1	
歳出計	3458億4700万Kr		

註(1) 国防費は各党間協議の結論を俟って、暫定的に前年と同額を計上した。幾分増額される見通しである。

(2) 環境・エネルギー省は、農業省及び工業省の該当局課を統合して1986年に新設された。

(3) そのポスト90億Krは、大学を中心とする3年継続研究開発機能強化の初年度分として政府が今春国会に提出する法案に主として充てられる。

5 各省予算の特徴

社会省 91262 (+5914) 百万Kr

1) 年金基準額を7月1日より400Kr増やして24,500Krとする。

これにより、総ての年金は約1.7%増額される。

○低額または零の追加年金(ATP受給者(独身))は576Kr増えて34,992Kr、夫婦で1,012Kr増えて61,479Kr。

○平均的ATP受給者(独身)は894Kr増えて54,313Kr。

○最高額ATP受給者(独身)は1,944Kr増えて118,098Kr。

2) 児童手当は1月1日より月額85Kr増額されて485Kr(年額5,820Kr)となる。

児童手当てには人口政策が十分加味され、子供の数が増えるにつれて手当ては幾何級数的に増額される。

年間支給額 (Kr)

子供の数	1976	1982	1987
1	1800	3000	5820
2	3600	6000	11640
3	5400	9750	20370
4	7200	14250	32010
5	9000	18750	43650

3) 老人医療一年金受給者の経済事情好転に伴い、1970年以来実施されていた年金受給者の365日間の無料入院権が7月1日以降全面廃止され、日額最高55Kr支払いを義務づけられる(これにより、予算が540百万Kr軽減される)。

4) Aids予防のためAids委員会に1800万Kr(+1300万Kr)。

外務省 11631 (+957) 百万Kr

予算の大部分9870百万Kr(+930)が対外援助に向けられる。これにより、今回もGNI1%を達成した。

外交政策の基本理念

前回述べたように、「戦時中立」がスウェーデンの外交政策の伝統的な基本理念である。そこから「平時非同盟」の構想が生れる。スウェーデンがECに加盟しないのもEC最終的には政治同盟を指向しているものと見做されるからである。(但し、ECとの間に工業製品についての非関税協定が締結されている。)

上記基本理念を実現するために、徴兵制を基盤とする武装中立の路線が貫ぬかれている。スウェーデンがZ戦闘機(現在の主力Viggen機及びそれに続く1992年完成予定のJAS機)その他の超高性能武器を自力で開発しているのはこの中立性を

を維持するためである。

何故「武装中立」でなければならないのか?非武装中立では何故いけないのか?これに対し、外交当局は次のとおり明確な回答を与えている。

「われわれにとって中立とは、スウェーデンの中立の意志と能力を周囲の国々をして信用させることである。中立の意志だけでは中立は護れない。中立の能力がそれに伴わなければ、非常の場合、一方の超大国の脅迫に屈服せざるをえなくなるであろうとの危惧を他方の超大国に与えるであろうからである。(よって超大国は事前にスウェーデンを攻略することを考える。)」

具体的には、基本的人権、国際法の尊重ならびに軍備管理の面で伝統的に鋭意国連中心外交を展開し、また、20年も前から対外援助GNI1%の枠を果たしている。斯る外交政策のあり方は、東西両陣営から極めて高い評価を受けている。「積極的な中立政策」とはスウェーデンが自らの外交政策に付した名称である。

軍備管理の面では今次会計年度において、核実験禁止の有無を地震学的にコントロールするための研究及び軍備管理に関する協定の人工衛星による監視の前提条件研究のために特別の予算が配分されている。

2 国間援助で1億Kr以上の援助をうける国は次の12ヶ国である。単位百万Kr、括弧内は前年度の援助。

タンザニア	510 (475)	インド	380 (370)
モキャンビク	325 (300)	ヴェトナム	300 (300)
ザンビア	230 (205)	スリランカ	210 (210)
ニカラグア	160 (125)	ジンバブエ	150 (135)
エチオピア	145 (130)	ケニア	140 (135)
アンゴラ	140 (125)	バングラデシュ	135 (145)

註 ニカラグア及び南アフリカへの援助増額が顕著である。

住宅省 15762 (-1863) 百万Kr

減額は主として市場金利の引下げ(即ち、国庫助成の減額)ならびに住宅金融利子の段階的引上げによる住宅に対する国庫助成は次の三つに分類される:

利子補給 住宅手当

利子の所得控除(一戸建てに対する間接助成)

住宅手当ては、子供の多い家族を対象に月から毎月最高次の額が支給される:

子供 一人	1,285Kr	子供 二人	1,550Kr
〃 三人	2,235Kr	〃 四人	2,500Kr
〃 五人	3,185Kr		

労働市場省 21250 (+1237) 百万Kr

移民問題も担当分野に含まれる。予算増額の $\frac{1}{3}$ は移民経費の増額分で、主として難民の収容施設の運営・増設ならびに難民を受入れるコモンへの補償に当てられる。難民に対する経済援助その他の措置は、直接にはコモンが行っているからである。1986年に難民として滞在を認められたものは約15,000人である。スウェーデンヒューマニズムの寛大さである。

7月1日より失業手当は40Kr増額されて最高日額400Krとなり失業基金から支給される。基金財源の約65%は雇用主課徴金から払い込まれる。

「男女平等」の趣旨に鑑み、労働市場における女性の条件を改善するため900万Kr配分される。1970年以降女性の職場進出が著しい。

16才から64才までの男女就業率

	1970	1986 (予測)	1993 (予測)
男	88%	87%	86%
女	59%	80%	86%

即ち、1993年には男女の就業率が同率となる。

「職場における男女平等」が実現するためには、「家庭及び子女に対する男女共同の責任がその前提である」と唱われている。

農業省 6191 (-154) 百万Kr

1985年の農家数は10万9000、就農人員は約20万人で、就業人口の約4% (1965年約8%) である。このうち約半数は副業農家である。農業生産のGNP比率は約2%、250億Krである。

農業収入の $\frac{3}{4}$ は食肉及び酪農製品で、穀物収入は $\frac{1}{4}$ にすぎない。

農業省の支出増の第一項目は穀物の生産過剰で

ある。その為の国庫負担 (国際価格との差額) は1985年338百万Kr、1986年460百万Krである。国庫負担の軽減を計るため、休耕地補償制度が漸くスタートしようとしている。他に、転作制度も研究されつつある。

主要食品の中で価格補助をうけているのは1983年以降牛乳だけとなったが、その補助率は漸減 (前年度は1ℓにつき2:10Kr、今年度は1:75Kr) され、今年度は総額2150 (-250) 百万Krとなる。

(食品の) 動物実験に付随する倫理性についての当該委員会の答申が既に提出され、目下関係機関において検討されている。動物実験の倫理性が問われるとは、流石スウェーデンヒューマニズムの面目躍如たるものがある。

農林業の合理化及び教育のための特別法案が今春国会に提出される。

工業省 5081 (+72) 百万Kr

予算の $\frac{2}{5}$ が地域の活性化政策に向けられる-2025 (+421) 百万Kr-。近年におけるハイテク産業とサービス部門の急激な発展が、首都圏および他の大都市に集中された結果地域格差が増々拡大しつつあるからである。よって、指定地域の能力開発及びinfrastrukturの改善のため300百万Krの特別立法が今春の国会に提出される。

森林地帯の道路改善等のため更に300百万Krが交通省で予算化される。

指定地域に人材の呼び込みを容易ならしめるため、新たに引越し手当ての支給が労働市場省で予算化される。また、技術の研究開発のための特別立法が今春国会に提出される。(以下省略)

講演会報告

スウェーデンのプレスオンブズマンの講演会開催

去る3月4日、東京の霞が関ビルの東海大学校友会館において、スウェーデン大使館の厚意により、同大使館と共催で、来日されたスウェーデンのプレスオンブズマン、トールステン・カーシュ博士 (Dr. Thorsten Cars) の「スウェーデンにおける報道の自由と新聞倫理」と題した公開講演会を開催した。

その講演においては、特に報道の自由と人権の尊重の相対立する二点の在り方を重視しているスウェーデンの新聞の自主規制を中心に、この問題に関するプレスオンブズマンの在り方につき詳細な説明が行われたが、講演の後、出席された会員のほか、新聞界、法曹界等の方々との間で活発な質疑応答が行われ、極めて感銘の深い講演会であった。

< SIP ニュース >

スウェーデンの喫煙習慣に関する大規模な再検討

此の程、厚生省が禁煙推進研究グループと協力して、喫煙に関する利用可能なデータの大規模な再検等を行ない発表した。同レポート「スウェーデンの喫煙習慣」の概要、次の通り。

「1970年来の着実な喫煙の減少及び喫煙者の間でも一般的となった禁煙願望とが、スウェーデンのタ

タバコ消費の現状を特徴づけている。喫煙者の男女の数は、現在、ほぼ同数で、両者共、それぞれの母集団の30%程度を占める。

1969年には、全人口の46%を占めていた喫煙者数が1983年には20%にまで下降したが、この喫煙の減少傾向をもたらしたのは医者である。男女別の対全体比で見ると、男性の方が女性よりタバコをやめた人の割合が多く（男性-50%、女性-40%）、喫煙習慣は、社会の上層部や教育を受けた人の間で、より急速に減少しつつある。また、老年層グループの方が若年層グループより、喫煙習慣が多く見られた—18-24歳の男性のうちで喫煙者はわずか20%であった。

禁煙者は、ヘビースモーカーよりライトスモーカーの方に多く見られたが、ヘビースモーカーの約75%が、タバコをやめることを望んでいるという結果が出た。因みに、喫煙者全体のうちの約3分の2が禁煙したいと思っているという。

パイプ喫煙者の間では、一般の喫煙者に比べて禁煙願望がかなり低かった。パイプ喫煙者は、男性が男性喫煙者の10%、女性が女性喫煙者の1%いた。以前、米国や英国で行なわれた研究は、パイプタバコの方が普通の紙巻タバコより安全であるとの見解を示したが、ストックホルムのカロリンスカ病院で行なわれたガンの疫学の研究によって少なくともスウェーデンのパイプ喫煙者に関する限り、この説が誤りであることが先頃立証された。同研究は、喫煙者が何を吸うかに全く関係なく、同じ危険率で喫煙が肺ガンを引き起こすことを実証した。

1970年来の喫煙の減少傾向に平行してかぎタバコの消費の著しい増加現象が進行中である。成人男性の13%が、現在、日常にかぎタバコを常用している；この中には、かつての喫煙者の35-40%が含まれる。この分野の数値ははっきりしないが、かつてのタバコ常用者のおよそ20%が、より少ない頻度の喫煙に移行する傾向がある。

1986年度実質移民数、22%の増加

公式報告によると、1986年1～9月期のスウェーデンへの実質移民は、1985年度同期比で22%増9,800人であった。スウェーデンへの移民は1985年度比で5,000人増の2万8,700人、一方、海外への移民は、2,800人増の1万8,800人であった。

同期のスウェーデンへの移民のうち、6,200人は他の北欧諸国からの移民で、4,200人は本国への帰還者であった。アジア諸国からの移民は1985年度より2,000人多い8,100人であった。その内訳、次の通り。イラン3,600人、イラク600人、レバノン500人。北米及び南米からの移民は900人増の3,000人であった。チリからの移民は、1985年度から倍増し1,500人であった。また、アフリカからの移民は、400人増の1,100人であった。

海外への移住者の国籍別内訳、次の通り。スウェーデン人4,200人、ノルウェー人2,300人、デンマーク人2,300人。その他の海外移住者は、主として、ギリシア人、ユーゴスラビア人、英国人、米国人であった。なお、1986年度のスウェーデンへの移民のおよそ3分の一が、ストックホルム地域に移住してきた。また、同地域からの海外居住者が全体に占める割合も40%と高かった。

テレビ・ラジオや映画・ビデオ等のニューメディアを憲法で保護する旨の政府法案

此の程スウェーデン政府が提出した新法案の骨子は次の通り。

「テレビ・ラジオ、映画、ビデオ、レコード盤にも報道の自由に関する憲法の条項を適用して、印刷物としての同様の保護を保証すべきである。また、一般に公開される映画やビデオは除き、ニューメディアにも検閲禁止の規定が適用されるべきである。

さらに、テレビ・ラジオ放送に関する現行の検閲制度はそのままに、ニューメディアにもエスタブリッシュメントの自由を適用すべきである。なお、テレビ・ラジオの広告に関する規制は本案に含まない。

印刷物の場合と同様に、テレビ・ラジオ番組や映画等の内容の責任は、一人の人間—まず第一に編集局長—に、帰還されるべきである。それと同時に、情報提供者への保護が保証されるべきである。

言論の自由の侵害に関する現行処置をニューメディアにも適用すべきであるとともに、過度の暴力描写は新犯罪に規定し、違法とすべきである。暴力シーンを含むポルノは印刷物同様禁止すべきである。また、民族的集団に対する反対運動の法的責任の規定は、もっときびしくされるべきである。

同政府案は、論評を受けるべく、法案諮問委員会に送付された。